

市内一斉清掃

6月は環境月間です。
市内の良好な生活環境を保全するために、一斉清掃を実施します。市民の皆さんの参加・協力をお願いします。

■日時／6月5日(日)
※開始時刻・集合場所などは地区で決めていますので、回覧などでご確認ください。
※午前9時30分までに地区で定められた集積場所へ分別しておいてください。

■小雨決行、順延無し。
気象に関する注意報、警報発令等の場合は、市による回収を中止します。

■家庭のごみや草木（道路・空き地・庭）、水路・側溝などの泥は収集しません。

飼い主のいない猫の不妊手術費を助成します

- 補助金額上限／1匹につき5千円
 - 申請条件
南国市民であり、令和4年度に高知県の飼い主のいない猫不妊手術費の補助を受け、猫に不妊手術を受けさせていること
 - 期限／令和5年3月31日(金)
 - 申請に必要な物
・高知県の飼い主のいない猫不妊手術等実施決定通知書
・不妊手術費用の領収書原本
- ※予算が無くなり次第終了します。申請方法など詳しくはお問い合わせください。



■問い合わせ／環境課 ☎880-6557

環境課からのお知らせ

6月のごみ収集日 (第○・第○曜日)の参考

日	月	火	水	木	金	土
			1 (第1)	2 (第1)	3 (第1)	4 (第1)
5	6 (第1)	7 (第1)	8 (第2)	9 (第2)	10 (第2)	11 (第2)
12	13 (第2)	14 (第2)	15 (第3)	16 (第3)	17 (第3)	18 (第3)
19	20 (第3)	21 (第3)	22 (第4)	23 (第4)	24 (第4)	25 (第4)
26	27 (第4)	28 (第4)	29	30		

野外焼却は原則禁止

野焼きによる煙や悪臭の苦情が寄せられています。野焼きは法律で原則禁止されています。

なお、小規模なたき火、どんど焼き、農地管理のための枯草の焼却（風俗慣習や宗教上の行事、農業や漁業などを営むためにやむを得ないもの）などは一部除外されていますが、これらに該当する場合でも、火災の危険はもちろんのこと、煙や悪臭で近隣の苦情の原因になるような焼却は行わないようにしてください。

やむを得ず焼却する場合でも、風向や時間帯を考慮し、短時間で焼却を終了し、生活環境に悪影響を及ぼさないようにしてください。



長寿支援課からのお知らせ

「地域支え合い推進員」って知っちゃう？

地域支え合い推進員とは、65歳以上の地域のみなさんが住み慣れた地域で元気に暮らせるために必要な「支え合い」や「つながり」を応援するメンバーです。

今年度から3人体制で、活動します。これから地域に出ていくことも増えますので、よろしくお願いします♪

くぼ りゅうや
久保 龍也



2児のパパで、子育て奮闘中です！
甘い物が大好きで家族でスイーツ
巡りしています。いろんな地域にお
邪魔しに行きたいと思います。

おの がわ あや か
小野川 彩香



休日はお弁当を持って娘と公園で
ピクニックをしています。
南国市の美味しいお店や楽しい活
動があれば教えてください。

たかはし あや か
高橋 彩夏



趣味は山登りと花を見ることです。
最近ミニトマトを植えたので楽し
みです。みなさんの好きなこと楽し
いことを教えてください♪

■問い合わせ／南国市地域包括支援センター ☎804-6010

情報公開制度

令和3年度の行政情報公開制度および個人情報保護制度の利用状況をお知らせします。

◎行政情報公開制度

条例に基づく公開請求は120件で、市の発注工事、業務委託契約、工事設計書、地番図など、市が行っている事務事業の幅広い分野について公開請求がありました。

一部公開は、住所・氏名などの個人を特定する情報や、公開することによって法人等の正当な利益を害すると認めるに足る正当な理由があるもの（印影や口座情報など）を除いて公開しました。

非公開の内24件は該当する文書が存在しないもの（未作成、保存期間満了による廃棄など）で、1件は法令などで公開しないことと定められているものでした。不服申立は3件あり、全て審議継続となっています。

◎個人情報保護制度

条例に基づく開示請求は10件で、一部開示とした理由は、本人以外の第三者に関する情報が含まれていたことによるものです。

●行政情報公開条例の公開請求と処理状況

公開請求件数	処理状況
120件 内 訳 市長部局 103件 市長部局外17件	公 開 49件
	一部公開 44件
	非 公 開 25件 (不 存 在 24 件)
	却 下 0 件
	取 下 げ 2 件

●個人情報保護条例の開示請求とその内容

開示請求などの件数	内容別件数	処理状況
10件 内 訳 市長部局 10件 市長部局外0件	開 示 請 求 10 件	開 示 7 件
		一部開示 3 件
		不 開 示 0 件
		却 下 0 件
	訂 正 請 求 0 件	－
	利用停止請求 0 件	－
	苦情・相談 0 件	－

■問い合わせ／総務課総務係 ☎880-6551

後期高齢者医療制度の保険料率が決まりました

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。

基金を活用しながら将来に渡って安定した制度運営を行っていくために、令和4・5年度の保険料率については、令和2年度・令和3年度の保険料率（被保険者均等割額54,316円・所得割率10.49%）から引き上げることとなりました。

令和4年度の個々の保険料額は、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により7月初旬に決定する予定です。

令和4年度の保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1人あたりの} \\ \text{年間保険料} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{〔被保険者均等割額〕} \\ \hline \text{55,500円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{〔所得割額〕} \\ \hline \text{賦課基準額} \times 10.50\% \\ \hline \end{array}$$

- 保険料は、一律に負担する「被保険者均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。
- 「賦課基準額」とは、総所得金額等（被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額）から基礎控除額（43万円）を差し引いた金額です。
- 1人あたりの年間保険料の上限は66万円です。

◆1人あたりの年間保険料の上限額が変わります。

1人あたり年間保険料 上限額	改正前(令和3年度)	改正後(令和4年度)
	64万円	66万円

■問い合わせ／長寿支援課いきいき長寿係 ☎880-6556